

次期こども関連計画について

資料 4

国

○こども基本法
(令和5年4月1日施行)

- ・「こどもまんなか社会」（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）を目指すこと。
- ・国は「こども大綱」を定めること。（R5.12.22閣議決定）
- ・市町村は「こども大綱」を勘案し、
「市町村こども計画」を定めるよう努めること。

いわき市

第二次いわき市
子ども・子育て支援事業計画
(計画期間：令和2年～令和6年)

- ・次世代育成支援行動計画
- ・子どもの貧困対策計画
- ・母子保健計画

を包含



いわき市こども計画
(計画期間：令和7年～令和11年)

- ・第三次市子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策計画
- ・母子保健計画

を包含

○こども計画策定に向けての調査・意見聴取

区分	未就学児	小学生	中学生	若者（～39歳）
ニーズ調査 (こどもまんなか調査)	保護者 2,100件	保護者 2,200件	中2 こども 2,500件	
子どもの生活実態調査		小5 子ども・保護者 各1,500件	中2 子ども・保護者 各1,500件	
意見聴取		放課後児童クラブ での意見交換	生徒会 サミット	オンライン意見箱 大学生との意見交換 子ども子育て支援サイト

WEB併用・郵送

紙・学校経由